

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	暫定利用の促進に向けた規制の緩和			
意見・要望等の内容	建築基準法第85条第4項の仮設建築物として既設建築物を含める。			
関係法令	建築基準法第85条第4項	共管	なし	
制度の概要	特定行政庁は、仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間を定めてその建築（新築、増築、改築、移転）を許可することができる。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期：H11.7措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>仮設建築物は最長1年という短期間に仮設的に設けられるものであることから特例的に一部の規定を適用除外としているものであり、社会通念上も既設建築物を仮設建築物として扱うことはできない。</p> <p>このため、建築基準法上、既設建築物の用途を転用する場合には、仮設建築物としてではなく建築基準法第87条の用途変更として扱うこととなっている。なお、工場跡地等の土地利用転換を推進するため、「工場跡地等の有効利用の推進について」（平成11年7月23日建設省都市局長、住宅局長通達）を発出し、市街地の環境に支障がない場合等にあつては建築基準法第48条の許可を適切に行う旨通達を行ったところである。</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課（連絡先：03-5253-8513）、市街地建築課			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	暫定利用の促進に向けた規制の緩和			
意見・要望等の内容	仮設建築物を設置できる期間を5年程度に延長する。			
関係法令	建築基準法第85条第4項	共管	なし	
制度の概要	特定行政庁は、仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間を定めてその建築(新築、増築、改築、移転)を許可することができる。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係3頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	仮設建築物は最長1年という短期間に限定して設置されることから特例的に一部の規定を適用除外としているものであり、社会通念上も5年間にもわたって存置する建築物を仮設建築物として扱うことはできない。			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	排煙設備に係る技術基準の整合化(建築基準法と消防法)			
意見・要望等の内容	<p>排煙設備に関しては、建築基準法において排煙が必要な建築物、消防法においては排煙設備が必要な防火対象物がそれぞれ規定されているが、同一の対象物について、両方の基準が整合していないものがある。</p> <p>(例1)百貨店の場合、建築基準法では500㎡を超えるものに、消防法では1,000㎡以上のものに排煙規制がかかる。</p> <p>(例2)排煙風道の材質において、建築基準法では金属あるいは石綿と規定しており、消防法では煙の熱及び成分によりその機能に支障を生じるおそれのない材料と規定している。</p> <p>(要望)排煙設備に係る技術基準の性能規定化を図り、両方の規定を整合化すべきである。</p> <p>(理由)現状では両方の異なる基準に対応するため、申請者が省庁間の調整を行っており、非効率である。</p>			
関係法令	建築基準法施行令第126条の2、消防法施行令第28条等	共管	消防庁	
制度の概要	<p>一定規模以上の特殊建築物等には、排煙設備を設けなければならない(令126条の2)。</p> <p>排煙風道は厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造る等としなければならない(令126条の3第1項第七号)。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係4頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期:H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建築基準法における排煙規定(施行令第129条の2、第129条の2の2)及び不燃材料(法第2条第9号、令第108条の2)については既に性能規定化を行っている。また、平成11年3月の消防法施行令等の改正により、排煙設備が満たすべき構造上の基準については、建築基準法令における技術基準との整合化を図られている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先:03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	5 専門サービス 建設業と建築士免許			
意見・要望等の内容	<p>提案</p> <p>b ヨーロッパの大学の建築士免許は、日本で3年間活動した後は一級建築士の資格と同等に扱い、日本語実力「試験」は建築士には必要でないと認めること。</p>			
関係法令	建築士法第4条第3項	共管	なし	
制度の概要	<p>外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとするものにあつては都道府県知事がそれぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認める者は、それぞれの試験を受けないで、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係5頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>建築士の資格の同等性の承認は、2国間あるいは多国間で相互主義的に実施すべきものであるが、EU側から、EUにおける建築士資格を我が国の一級建築士と同等の資格を有するものとして取り扱うことについて要望がなされたにもかかわらず、EUサイドで、我が国の一級建築士の免許をEUの建築士資格と同等と認める意志が無いため、相互承認の枠組みが確定していない現段階においては、我が国だけが一方的にEUに対して門戸を開放するのは適切ではない。</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先：03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	建築資材の基準			
意見・要望等の内容	a. 透明性を向上させるとの日本の公約に沿って、国内基準と国際基準との関連を明確にすること。また国際基準から乖離している箇所とその程度を明らかにすること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条等	共管	なし	
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 6 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、建築資材に関する各般の規定について性能規定化を行い国際基準と整合させており、既に措置済みである。 なお、ご指摘の「国際基準との乖離」については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべき課題である。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	建築資材の基準			
意見・要望等の内容	b. 従来の建築基準を全て新しい性能基準に置き換えること。日本の基準要件を満たすために使用できる基準の種類について混乱が全く無い様にし、I S O 試験方法が原則として採用されることを確認すること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条等	共管	なし	
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 7 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
	<p>(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、各般の規定について性能規定化を行っており、既に措置済みである。さらに、試験方法についても、各性能評価機関において定めることとするとともに、I S O 基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用している。</p> <p>なお、ご指摘の「混乱」については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべきである。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項目	建築資材の基準		
意見・要望等の内容	c. E Uにおいて、I S O承認を受けている建築資材を、改正建築基準法の下で承認すること。また、日本の性能基準との整合性を示すための手続きを公表すること（E Uの規制改革優先提案、「外国試験・検査機関」を参照のこと。）		
関係法令	建築基準法第68条の26、第77条の57等	共管	なし
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 8 頁		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：H12.6措置済)		
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）の施行により、外国における機関であっても一定の基準を満たすものについては性能評価機関として承認することが可能である。その際、建築基準法において要求されている性能をI S Oの試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用できることとしている。		
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室（連絡先：03-5253-8514）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項目	試験・認証・基準（集成材）		
意見・要望等の内容	枠組壁工法告示（1982年建設省告示第56号）にしたがって行われる試験の確認について、その方法と手続きを公表するとともに、当該試験法とJASもしくは、他の基準との関連性を明確にすること。		
関係法令		共管	なし
制度の概要			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 9 頁		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：1998年)		
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	試験方法については、「枠組壁工法建築物構造計算指針（建設省住宅局監修）」で詳述されている。試験の内容の判断は、基本的に建築確認の際に建築主事が行うが、国土交通大臣による認定が必要となる場合もある。		
担当局課室名	住宅局 建築指導課（連絡先：03-5253-8513）		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項目	板ガラス提案a,b (性能評価機関の承認)		
意見・要望等の内容	a 性能評価機関の承認を可能とし、ISOに適合する試験法を導入する。 b 性能評価機関の承認に関する手続、規則を公表する。		
関係法令	建築基準法第68条の26、第77条の57	共管	なし
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 10 頁		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)		
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
(説明)	<p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、申請に基づき、必要な要件を満たす機関については、性能評価機関としての承認を行うこととし、平成12年6月から申請が可能となっている。また、これらの手続や基準については、法律、政令、省令において規定し、公表されている。</p> <p>板ガラスの耐火に関する性能の試験方法については、各性能評価機関において定めることとするとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用している。</p>		
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先: 03-5253-8513)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	板ガラス提案 c			
意見・要望等の内容	c. 認定評価機関による評価に基づき、建築基準法の技術基準を満たしている「外壁の耐火ドア開口部」を承認すること。			
関係法令	建築基準法第68条の26、第2条第九号の二口、施行令第109条の2等	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 1 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、防火設備に関する技術的基準に適合するものについて、性能評価機関の性能評価に基づき認定を行っている。				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	EU	
項目	試験・認証・基準（木造家屋）			
意見・要望等の内容	<p>EUは、2000年1月に発表された中間報告において、木造建築物に使用される丸太の寸法そのものが、もはや建築物の承認において決定的な要因ではないと確認されたことを歓迎している。そのかわりに、構造計算若しくは性能評価が建設省の認定に応じて行われるものと我々は理解している。</p> <p>しかし、木造建築物及びそれを主たる構造として利用する建築物の寸法についてはまだ大きな制限が残っているように見受けられる。EUは、日本においてそのような制限がすべて撤廃されることを希望する。</p>			
関係法令	建築基準法施行令第三章第三節	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 2 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: 2000年6月)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	木造建築物の柱の小径の規定については、国土交通省告示で定める構造計算を行えば適用除外となる。			
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U
項目	エレベーター		
意見・要望等の内容	<p>ISO/TC178において現在作業を進めている以下の項目について協調しつつ、完全な性能規定と合意の得られた安全パラメータを導入し、仕様基準とは別に規定すること。 どの要求基準が機械的・技術的なもので、どの要求基準がエレベーターの設置された建築物に関するものなのかを示すこと。 単独で試験できる部品の認定。 積載荷重区分、速度、自動車用エレベーター及び乗降扉の大きさについて、改正されたISO4190-1基準と整合させること。 構造上の要求による基準の部分と、地震対策による基準の部分とがはっきりと区別されていることを示すこと。 エレベーターに関する建築基準法以外の強制的な基準（例えばエレベーターに関する省エネ基準（CEC/EV））について示すこと。</p>		
関係法令	建築基準法第129条の3ほか	共管	なし
制度の概要			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 3 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
<p>(説明)</p> <p>基準の不調和の具体的な内容や問題点が明確化された上で検討すべき課題である。 一般のエレベーターについては、当該項目の規制はしていない。 地震対策を必要とする部分は、建築基準法施行令第129条の4第3項第三号、第四号、第129条の7第四号、第129条の8第1項に明示されている。 建築基準法以外にはない(省エネ基準は強制法規ではない)。</p> <p>なお、エレベーターに関する基準は2000年6月の建築基準法の改正に伴い、性能規定を導入するなど所要の改正を行ったところである。(これにより、一定の仕様基準を満たしている場合には国土交通大臣の認定は不要であるが、満たしていない場合は要求性能を満たしていることについて、国土交通大臣の指定した性能評価機関の作成した評価書を元に大臣認定を行うことになる。)</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)		

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	E U	
項目	エレベーター			
意見・要望等の内容	エレベーターに関するあらゆる基準を一つの体系に統合すること。			
関係法令	建築基準法、省エネ法	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 4 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	エレベーターに関する省エネ基準は省エネ法に基づく努力基準であり、強制法規である建築基準法に定めるものではない。			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制及び基準			
意見・要望等の内容	住宅に関する政令、省令、通知その他関連規制のパブリックコメントにおいて60日間の意見提出期間導入。			
関係法令	平成11年3月23日の閣議決定「規制の設定または改廃にかかる意見提出手続き」	共管	なし	
制度の概要	規制の設定又は改廃にあたり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 15 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明) パブリック・コメント制度の手続きは、閣議決定により定められており、その中で意見・情報の募集期間は、1ヶ月程度を目安とすることとしている。募集期間については、法令の施行スケジュール及び法令を早期施行することの公益性の観点等から判断されるものであるが、今後ともこの閣議決定の内容を踏まえて実施すべきものとする。				
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	-A-1 建設省は、2001年4月1日までに、建築基準法の特別使用建築物に関わる条項が性能規定型になっているかどうかを確認するため、見直しを行うべきである。			
関係法令	法第2条第九号の二、第27条、施行令第108条の3等	共管	なし	
制度の概要	一定規模以上の特殊建築物は耐火建築物等としなければならない。 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は火災が終了するまで耐えるものとしなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 16 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、特殊建築物に関わりのある条項である耐火性能、避難安全性能、不燃材料、防火設備等に関する規定について性能規定化を行い、必要な性能についての技術的基準の整備を行った。			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	日本で採用されている試験手順を考え、国際的な慣行との整合性を確保するためにも、米国政府は、建設省が速やかにISO規格の試験方法を採用することを要望する。			
関係法令	建築基準法第68条の26、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第58条	共管	なし	
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 申請にあたっては、性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 17 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	平成10年の建築基準法の改正(平成12年6月1日施行)により、耐火構造等の性能評価を行うための試験方法については国土交通大臣が指定する各性能評価機関において定めることとした。現在各機関において、ISO規格の試験方法と整合させた試験方法を採用している。			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制および基準			
意見・要望等の内容	適切な現場対応や、事前の構造設計が安全に対する懸案事項に対処するためであることを理解しながらも、建設省は、2001年12月31日までに建築基準法における防火目的の建築物の高さに関する仕様規定や容積制限を廃止することも念頭に置いて、見直しを行うべきである。			
関係法令	建築基準法第21条	共管	なし	
制度の概要	高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物は、主要構造部を耐火構造又は火災が終了するまで耐えるもの等としなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係18頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物及び延べ面積が3,000㎡を超える大規模な建築物については、これらの建築物で火災が発生した際の大量の熱、火の粉等による重大な危害を防止するため、防火上特に高い性能を要求している。</p> <p>従来、これらの建築物の主要構造部については原則として木造としてはならないこととされていた。しかし、平成10年の建築基準法の改正(平成12年6月1日施行)において木造の使用を禁止する規定は廃止した。これに代えて、これらの建築物の主要構造部は、火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えることを確かめることとした。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	米国	
項目	建築規制及び基準			
意見・要望等の内容	建設省は、2000年7月にAPA (The Engineered Wood Association) から建設省に提出された最終報告書に基づいて、2000年12月31日までに構造用パネルと合板の同等性を是認することを検討すべきである。			
関係法令		共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 19 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: 2000年12月)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	2000年12月に、日本 2 × 4 建築協会が「1998年枠組壁工法建築物構造計算指針」において構造用パネルの水掛け係数の値を構造用合板の値に合わせるとともに、都道府県建築主務課長等への周知を図ったところである。			
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	建築物の維持管理に関する届出のワンストップサービス化			
意見・要望等の内容	建築物の維持管理については、消防、公害、建築、電気、水道等、それぞれ別の窓口に出が必要である。 データベース化を進め、建物単位の届出とする。			
関係法令	建築基準法第12条	共管		
制度の概要	不特定又は多数の者の利用する建築物又はエレベーター・遊戯施設等のうち、特定行政庁が指定するものの所有者は、安全性の観点から定期的に資格者が検査を行った結果を特定行政庁に報告する。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 20 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	各法令に基づく届出はそれぞれ異なる目的から、それぞれの関係機関が行っているものである。			
担当局課室名	住宅局 建築物防災対策室 (連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	工場内建築物の申請確認建築面積の拡大			
意見・要望等の内容	建築面積の基準を10㎡ 100㎡に緩和する。			
関係法令	建築基準法第6条	共管	なし	
制度の概要	<p>以下に掲げる建築物については、建築確認が必要である。ただし、防火・準防火地域外において、増築等にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内の場合はこの限りではない。</p> <p>1) 特殊建築物で、一定の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡</p> <p>2) 木造で3階以上、又は延べ面積500㎡、高さ13m若しくは軒の高さが9m超</p> <p>3) 木造以外で二階建以上、又は延べ面積200㎡超</p> <p>4) 上記以外で、都市計画区域又は知事が指定する区域内の建築物</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 21頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>確認の面積については、延焼の防止、市街地環境の保全等の観点から、その面積にかかわらず法律との適合性を判断する必要があるため、面積の引き上げは困難である。</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課(連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	ハートビル法適合施設に対する支援			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同法の適合基準について、行政（都道府県）単位のバラツキがあることと、一部過度と思える要求が散見される。 ・同法の補助金制度のハードルが高い。 			
関係法令	ハートビル法	共管	なし	
制度の概要	<p>ハートビル法では、不特定かつ多数の者が利用する特定建築物について高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるよう、それら特定建築物の建築主の判断基準となる事項（平成7年告示814号の基礎的基準及び誘導的基準）を定めている。</p> <p>また、誘導的基準を満たした優良な建築物の計画については、都道府県知事による認定制度を設け、税制の特例措置、補助、低利融資等の助成制度、容積率緩和の活用によって、高齢者・身体障害者が円滑に利用できる建築物の整備を促進している。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 2 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>ハートビル法に基づく基礎的基準・誘導的基準は、出入口等の特定施設の構造や設備について数値を示して具体的に規定され、全国一律に適用されていることから、行政単位によってバラツキが生じるものではないし、過度の要求をするものであるとは考えられない。一方、都道府県の多くは、「福祉のまちづくり条例」等を制定し、独自の整備基準を設けているとともに、個別建築計画について事前協議を義務づけている。このため、指摘があった各行政単位でのバラツキは、これら条例に基づく整備基準によるものであり、ハートビル法によるものではないと考えられる。</p> <p>国庫補助や税制特例措置等の要件である誘導的基準は、社会全体で目指すべき高齢者や障害者の方々が不自由なく建築物を利用できる水準、すなわち、社会にとって理想的な水準である。その制度的位置付けは、推奨できる建築物の整備を建築主の理解と協力を得て誘導するものであり、何ら規制的要素は含まれていない。このため、安易にそのレベルを引き下げ要件緩和できるものではなく、規制緩和の議論にはなじまない。</p>			
担当局課室名	住宅局建築指導課（連絡先：03-5253-8513）			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項目	防火			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防火規定に関して、性能規定を採用されたい。 ・実証的なデータより防火基準を策定されたい。 ・防火基準において、難燃材料を重要視されたい。 ・スプリンクラーによる効果を考慮した性能規定化を行われたい。 ・避難規定の性能規定化を行われたい。 			
関係法令	法第2条第九号、施行令第1条第六号、令129条の2、令129条の2等の2等	共管	なし	
制度の概要	<p>難燃材料とは、加熱開始後5分間燃えない、き裂を生じない、有害な煙等を生じないものであること。</p> <p>建築物が避難安全性能を有するものであることが確かめられたものについては、避難に関する規定の一部は適用しない。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 3 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、防火に関する構造や材料避難規定等について性能規定化を既に行っている。</p> <p>また、スプリンクラーを設置した場合は防火区画について制限の緩和を行っている。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項目	Exemption of Japanese house construction methods from the Building Standard Law 在来軸組工法に対する建築規制の緩和			
意見・要望等の内容	建築基準法では、日本の伝統的な在来軸組工法は、一般に建築規制が緩和されていると理解している。一方、海外から導入される工法については必ずしもそうではなく、結果的に在来軸組工法に比べてより多くの構造的な検討を要求されている。 ニュージーランド政府は、建築基準法において、全ての工法について必要最低減の性能基準を満たす体系となることを希望する。			
関係法令	建築基準法施行令第47条	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 4 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	建築基準法では、それぞれの工法についての最低の基準を定めているところである。			
担当局課室名	住宅局 建築指導課 (連絡先: 03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	ニュージーランド	
項目	北米の基準を基に作成された規定について			
意見・要望等の内容	日本の建築基準は北米の建築基準をもとに作成されているため、他の国々からの資材の供給が可能となるように改められたい。			
関係法令	法第2条第九号、施行令第1条第五号、第六号、法第68条の26等	共管	なし	
制度の概要	不燃材料、準不燃材料、難燃材料とは、それぞれ20分間、10分間、5分間、燃えない、き裂を生じない、有害な煙等を生じないものであること。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 5 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期：H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	防火等に関する性能の試験方法については、各性能評価機関において定めることとするとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用しているところであり、基準を満足するものについてはすべて受け入れ可能である。			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先：03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	1. 性能に基づく基準			
意見・要望等の内容	以下の基準の作成を続行するよう強く要請する。 i) 防火、および建築物の内部・外部双方からの延焼防止を目指す、性能に基づく防火基準 ii) 火災時の効果的な避難を確実にを行うための避難に関する性能に基づく基準 iii) 性能に基づく製品基準			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第2条第九号の二、令第108条の3 ・ 令129条の2、令129条の2の2 ・ 法第2条第九号、令第108条の2等 	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする。 ・ 避難安全検証法等により在館者の避難の安全性が確かめられた階及び建築物については、避難規定の一部の適用を除外する。 ・ 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 26 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
	<p>(説明) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、 (i) 耐火建築物の主要構造部は耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする (ii) 避難安全検証法等により在館者の避難の安全性が確かめられた階及び建築物については、内装、排煙等の避難規定の一部の適用を除外する。 (iii) 不燃材料、準不燃材料、難燃材料については、それぞれの材料に必要とされる性能に関して、20分間、10分間、5分間、「燃えない」「き裂を生じない」「有害な煙等を生じない」等の技術的基準が設けられている。 等の規定に改められており、既に措置済みである。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	サイズその他の仕様規制			
意見・要望等の内容	以下の事柄を検討するよう強く要請する。 i) 建築基準法からの防火関連の仕様規制の除去 ii) スプリンクラーシステムやその他の適切なシステムを含む防火および延焼防止代替手法の検討			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第61条、62条 ・ 法第2条第九号の二 ・ 令112条等 	共管	なし	
制度の概要	防火地域・準防火地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 主要構造部を耐火構造等とした建築物は延べ面積1,500㎡ごとに防火区画をしなければならない。ただし、スプリンクラー設備等を設けた部分の床面積の1/2の床面積を除く。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 27 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明) 防火地域・準防火地域内に存する一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする必要があるが、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、それらの主要構造部や外壁の開口部に設ける防火設備等に係る規定について、従来の仕様を中心とした規定から、材料種別の制限による規定を廃止し、それぞれの部分に応じて要求される性能を中心とした規定に改正した。 なお、従来よりスプリンクラーを設置した場合は防火区画について制限の緩和を行っている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	3 . 書類手続きの煩雑さ			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。 i) 国際的な慣行に向けた行政管理システムの改訂の続行 ii) 製品企画の行政管理システムの再検討、およびその他の国で実施されているシステムとの比較検討 iii) 高い水準を維持しつつ、煩雑さおよび書類の量やコストを削減する、製品規格の行政管理システムの改定			
関係法令	建築基準法第68条の26等	共管	なし	
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき指定又は承認する者に、性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 8 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明) ご指摘の事項については、具体的な内容や問題点を明確化した上で検討すべき課題と考えられる。</p> <p>なお、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、国土交通大臣はその指定又は承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができることとする等、認定に係る性能評価・手続き等の整備・合理化を行うとともに、手続等についても政省令等により明らかにしている。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	4 . 国際規格			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。 i) 防火試験規格の I S O 規格への転換の続行 ii) これらの I S O およびその他の規格を建築材料の構成に言及せずに適用			
関係法令	・ 建築基準法第68条の26 ・ 建築基準法第2条第九号、令第108条の2等	共管	なし	
制度の概要	国土交通大臣は、性能評価を行おうとする者の申請に基づき指定する者に性能評価の全部又は一部を行わせることができる。 不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 2 9 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
	(説明)「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、従来の建築材料の構成よる仕様を中心とした規定から、建築材料に要求される性能を中心とした規定に改正した。併せて、各構造・材料において要求される性能を I S O の試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用することとした。			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	4. 国際規格			
意見・要望等の内容	ISO規格委員会でのより積極的な委員活動。			
関係法令	該当なし	共管	なし	
制度の概要				
中間公表資料との関係	国土交通省関係 30 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	我が国は、ISOの専門委員会TC92(火災安全)内の全てのSC(分科委員会)においてPメンバー(投票権を持つメンバー)となっており積極的な活動を行っている。			
担当局課室名	住宅局 建築指導課(連絡先:03-5253-8513)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ	
項目	5 . 特殊用途建物 6 . 4 階建て木造建築			
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。 5 . 特殊用途建物 i) 性能基準に準じた特殊建築物の建築法規の再検討 ii) 特殊建築物に関する建築法規の国際的な慣行の評価 6 . 4 階建て木造建築 i) 準防火地域および郊外地域における、木造4階建て共同住宅および同複合用途建築物の性能基準の作成			
関係法令	・ 法第27条 ・ 法第2条第九号の二 ・ 建築基準法第62条	共管	なし	
制度の概要	一定規模以上の特殊建築物は耐火建築物又は準耐火建築物等としなければならない。 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造又は耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐える構造とする。 準防火地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 3 1 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期: H12.6措置済)			
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
<p>(説明) 一定規模以上の特殊建築物や準防火地域内に存する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする必要があるが、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)の施行により、それらの主要構造部や外壁の開口部に設ける防火設備等に係る規定を、従来の建築材料の構成よる仕様を中心とした規定から、それぞれの部分に応じて要求される性能を中心とした規定に改正した。</p> <p>また、耐火構造等の性能評価にあたっては、所要の性能をISOの試験方法により評価することが可能な場合には、これを採用できることとした。</p>				
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)			

分野	2 住宅・土地、公共工事 (1) 建築	意見・要望提出者	カナダ
項目	7. 隣地境界線セットバックおよび外壁の開口部の面積計算の規定		
意見・要望等の内容	以下の事柄を強く要請する。 i) 土地境界線セットバックおよび外壁開口部の面積計算の規定、特にこれらの規制によるコストの影響の考慮と再検討 ii) セットバックおよび外壁開口部の面積計算の規定に対する必要な性能基準の作成		
関係法令	建築基準法第62条第1項、施行令第136条の2	共管	なし
制度の概要	準防火地域内の地階を除く階数が3である建築物は外壁の開口部の構造及び面積等について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物等としなければならない。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 3 2 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし		
<p>(説明) 準防火地域とは市街地における火災の危険を防除するため都市計画法に基づき都市計画決定される地域であり、当該地域における木造三階建建築物の開口部の面積等に係る制限は、隣地境界線における輻射熱量を一定以下とするための性能を踏まえた基準である。</p> <p>この制限は、当該地域における建築物の開口部からの噴出火災による他の建築物への延焼を防止する性能を確保するために必要なものであり、規制の見直しは困難である。</p>			
担当局課室名	住宅局建築物防災対策室(連絡先: 03-5253-8514)		